

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年5月26日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 消防ポンプ自動車（上島4） |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18-28-0005 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 消防ポンプ自動車（上島4） |
| (4) 納入・履行期間 | 本案件は、東広島市議会の議決を要するものである。
議会議決の日の翌日から平成29年3月24日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 大崎上島消防署（豊田郡大崎上島町東野4154番地1） |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内又は大崎上島町内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 使用契約書及び契約約款：製作物供給仮契約書、製作物供給契約約款（東広島市ホームページ掲載のもの）
- 本件の契約にあたっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）に基づき、落札決定後、仮契約を締結し、東広島市議会の議決を経たときに本契約として効力を生じるものとする。
- 開札の日から、市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者とし、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
 - 東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項の2(1)アイウに掲げる事項
 - 手形交換所による取引停止処分を受けている者又は手形小切手の不渡りを出した者
 - 本市の指名除外措置を受けている者
 - 関係法令の規定による営業停止処分を受けている者

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年5月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年5月26日～ 平成28年6月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年5月26日～ 平成28年6月2日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。 ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局 警防課（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地1 電話番号 082-422-5648 ファックス番号 082-422-7248 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年6月7日～ 平成28年6月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年6月13日～ 平成28年6月14日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市 総務部 契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年6月15日 午前9時15分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 その他

契約締結後、納入物品の規格及び単価等（予定を含む。）を記載した契約明細書の提出を求める場合がある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成28年度

消防ポンプ自動車（上島4）
仕 様 書

東広島市消防局

消防ポンプ自動車

第1 総則

- 1 この仕様書は、東広島市（以下「本市」という。）が平成28年度に購入する消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）の製作に必要な仕様について定める。
- 2 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）によるほか、消防ポンプ自動車の規格並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に従うこと。
- 3 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車としての承認を得られるものであること。
- 4 この仕様書において指定したもの以外の装備品等については、メーカーが公表した標準装備品等を装備するものとする。
- 5 車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造工場については品質管理システム（ISO9001認証取得）を構築していること。
- 6 受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせを行い、契約を締結した日から90日以内に、第2提出書類の1で定める書類を提出し、承認を得た後に製作に着手すること。
- 7 受注者は、本仕様を十分熟知のうえ契約するものとし、製作中に疑義が生じたときには、本市担当者に連絡し、その指示又は承認を受けること。
- 8 受注者は、前の6で承認を得た製作工程表及び製作承認図面等に変更が生じたときは、事前に、変更後の製作工程表及び製作承認図面等を提出し、本市の承認を得なければならない。
- 9 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 10 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 11 受注者は、車両納入後においても、本車両に係る本市担当者からの修理及びクレームの要請に直ちに対処するものとする。
- 12 車両の保証期間は、次に定めるものを除き、納入後1年間とする。ただし、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合には、発注者の指示により、受注者において無償で修理又は取り替え等その他の必要な補償を行うこと。
 - (1) その他艤装部分、積載品、附属品等については、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とする。
 - (2) 赤色警光灯及び赤色点滅灯については、永久保証とする。

第2 提出書類

1 受注者は、契約を締結した日から90日以内に、次の書類を各2部提出すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（艀装5面図）
- (3) 電気配線図
- (4) ポンプ艀装図
- (5) ポンプ配管系統図
- (6) 諸元明細表
- (7) 標準取付品及び付属品一覧表

2 受注者は、納入時に次の書類を提出すること。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) ポンプ取扱説明書 | 2部 |
| (2) 車両取扱説明書 | 1部 |
| (3) ポンプパーツリスト | 2部 |
| (4) ポンプ性能試験成績表 | 2部 |
| (5) 受託試験合格及び安全基準適合プレート（写し） | 2部 |
| (6) 工程写真 | 1部 |
| ア 製作中各工程（シャシ、組立中、塗装後） | 2部 |
| イ 試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験、走行試験） | 2部 |
| (7) 転覆角度実測証明書・重量実測証・走行試験結果報告書 | 各1部 |

第3 購入数量

1台

第4 納入期限

平成29年3月24日（金曜日）

第5 納入場所

大崎上島消防署（豊田郡大崎上島町東野4154番地1）

第6 車両概要

車両は、第7で定める車両シャシに水ポンプ及び圧縮空気泡消火装置（以下「キャブス装置」という。）を装備し、河川、消火栓等の水利を利用し強力な放水をなし、一般火災に対し速やかに活動出来るものとする。

第7 車両シャシ

シャシ及びエンジンは、消防ポンプ自動車CD-1型の規格に適合し、日本消防検定の消防検定に合格した、3t級消防ポンプ自動車専用シャシで、平成28年

度排出ガス規制適合車かつ低排出ガス車認定基準適合車であり、次の条件等を満たすこと。

- 1 消防用ダブルキャビンオーバー型のものとし、次のいずれかとする。
 - (1) 日野シャシ TKG-XZU640M
 - (2) トヨタシャシ TKG-XZU640
- 2 車両の完成寸法は、次のとおりとする。
 - (1) 全長 : 5,900mm以下
 - (2) 全幅 : 2,000mm以下
 - (3) 全高 : 3,200mm以下
- 3 艤装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作し、前項の寸法を可能な限り短くすること。また、中型免許で運転可能な車両総重量(8t未満)に抑えること。
- 4 ホイルベース: 2,750~2,800mm
- 5 エンジン: 排気量2,999cc以上・水冷4サイクルディーゼルエンジン
- 6 消防検定出力: 110kW以上
- 7 駆動方式: 2輪駆動
- 8 トランスミッション: オートマチックトランスミッション
- 9 乗員人員: 5名(前部2名、後部3名)
- 10 タイヤ: 205/85/R16(スペアタイヤ1本含む)
- 11 バッテリー: 12V105E41R×2以上
- 12 サイドバイザー: 各ドア
- 13 後退警報機: 1個
- 14 キャビンシルト: 電動油圧式・警告音付
- 15 フロアーマット: 前後席足元
- 16 エアコン: 純正品
- 17 泥除けゴム: 全輪
- 18 タイヤチェーン: シングル(金属製)
- 19 車両標準工具
- 20 サンバイザー(運転席及び助手席)
- 21 平成28年度製造車両

第8 水ポンプ装置

- 1 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合し、1段ボリュート式ポンプ(同等性能可)とし、次に掲げるポンプ性能とする。ポンプ材質は車体全体の軽量化を考慮すること。ただし、耐腐食性、強度も考慮し、インペラはBC(砲金製)とすること。
 - (1) ポンプ性能: A-2級以上(落差3m、吸水管75mm×2本)
 - (2) 送水圧力0.85MPaにおいて2,200L/min以上

- (3) 送水圧力 1.4 MPa において 1,900 L/min 以上
- 2 水ポンプは、シャシエンジンから多板湿式クラッチ式 P.T.O (パワーテイクオフ) により駆動され、操作は運転席及び左右ポンプ操作装置に設けたスイッチにより行うものとする。
 - 3 軸受部はメカニカルシール方式、またはグランドパッキン方式とする。
 - 4 エンジン冷却装置は、ギヤケース及びサブラジエターへ配管し、水ポンプからの水で冷却できること。また、2系統の回路にそれぞれストレーナーを設け、誤操作防止のため1個のコックにて回路の切換え及び閉並びにドレンが出来ること。

第9 真空ポンプ

- 1 真空ポンプはキャフス装置のコンプレッサーから吐出される空気を利用して真空状態を形成するエゼクター方式とする。落水防止のため揚水後は 0.2 MPa 以上で待機するよう自動スロットルアップすること。
また、真空ポンプが故障した際でも揚水できるように非常時揚水装置を設けること。
- 2 動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、動力伝達については歯付ベルト又はギヤ式により円滑な伝達が行なえること。
なお、吸水配管内の空気だまりを効果的に排出するエアチャンバ方式とする。操作は押ボタン式スイッチとする。
また、非常用の別系統スイッチを車両右側に設けるものとする。
真空性能：吸管外端閉塞にて30秒以内に大気圧の84%

第10 ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は操作員が容易に、かつ安全にポンプ操作が行えるよう、次の機能を有するものとする。

- 1 圧力計・連成計（リタード式）はステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯）とし、配管による凍結がなく、振動等でも針振れがない構造とする。
- 2 ポンプスロットルは、電子式スロットルとし、スロットルの作動状態については左右ポンプ操作装置の中央に設けた多目的表示液晶ディスプレイに表示する。
- 3 ポンプスロットルは、誤作動を防止するために左右とも右回転でスロットルアップすることとし、安全ロック機能を設けること。また、ポンプ操作装置電源投入時には自動でアイドルリングになること。
- 4 多目的表示ディスプレイは、次の2種類が表示できるもの（同等性能可）とする。

モニタ表示	1 冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示 2 各ボールコックの開閉状況 3 揚水、ポンプ圧力計、ポンプ連成計、流量計、積算流量計、ポンプ回転計、ポンプ使用時間計、放水反動力をデジタル数値による表示 4 キャフス装置使用時には、泡流量並びに水流量の表示
取扱表示	機器取扱・点検整備・故障対策等の文書表示

5 ディスプレイ内の各表示切替はタッチパネル式により行えるものとする。

6 非常時における真空ポンプ及びスロットル操作は車両右側に設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとする。

7 ポンプ操作装置には、隊員の安全を確保するため、次の安全機能を設ける。

(1) スロットル固定機能

不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設ける。

(2) 自動調圧設定機能

ポンプ吐出圧力をエンジン回転で一定に保つ構造とする。最低0.15 MPa からフルスロットル間の任意の圧力においても設定ができること。

第11 吸水口

吸水口は、75 mmボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各1個設け、75 mm×10 mの吸管を常時接続する構造とする。また、連続呼水装置を設け、呼水確認窓付とする。

第12 放水口

放水口は、65 mmボールコックとし、マルチ（50 mm、65 mm兼用）放口金具を車両両側に各2個設ける。

なお、左右前方各1口についてはキャフス装置の吐出口と兼用する。

第13 中継吸口

中継口は、65 mmボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各1個設ける。

第14 キャフス装置

1 日本消防検定協会が制定した「圧縮空気泡消火装置の技術基準」に適合し、かつ、(財)日本消防設備安全センターによる評定試験に合格した次の性能を有するキャフス装置を特殊艤装として取り付けること。

(1) 性能

ア 最大水流量 600 L/min 以上、最大空気吐出量 3,200 L/min 以上とし、最

大泡吐出量 3,800 L/min 以上とする。

イ 泡吐出圧力は、0.3MPa～1.0MPa まで無段階調整ができるものとし、吐出泡流量はスロットル操作に応じて任意に調整できるものとする。

ウ 空水比が5倍～10倍の消火・火炎鎮圧用湿式泡（ウェット泡）と空水比が16～20倍の延焼防止・残火処理用乾式泡（ドライ泡）の2種類の泡について、泡管鎗を用いることなく吐出可能なものとする。

(2) 操作方法

本装置の操作は、ディスプレイ内にてワンタッチで行えるものとする。

なお、切替及び変更操作は放水中でも可能なこととし、障害発生時には、液晶ディスプレイにエラー情報を表示すること。

(3) 安全機能

過回転防止装置及び油温高熱警報機を設け、泡原液供給不能の場合には自動的に水のみ放射に切り替わる構造とすること。

2 コンプレッサー

国産のオイル循環式のロータリースクリュー型コンプレッサーとし、コンプレッサーの潤滑油は補助冷却器により冷却する構造とする。なお、補助冷却器は圧力水の一部の水により冷却されるものとし、冷却水は水槽へ還流するか切替装置により車外排出が出来る構造とすること。

3 混合装置

圧縮空気泡における水流量を感知して、コンピュータ演算により自動的に泡原液量を調整して混合比設定する電子式比例混合式とする。混合比は液晶ディスプレイ内でワンタッチにて変更可能なこと。

なお、混合比の変更は放水中でも可能なこと。

また、泡原液濃度の設定は0.3～1.0%の8段階の設定可能な構造とし、左右の液晶ディスプレイ内で設定ができること。

4 泡原液（クラスA泡消火薬剤）は、「ミラクルフォームα+」とし、ポンプ室内に交換容易なポリタンク（20L）式の容器を設置すること。また、訓練用薬剤を外部吸液できるよう切替コックを設けること。

5 泡消火作業は、ポンプ室左右の水ポンプ吐水口を使用し、ポンプ操作装置の操作により、泡放射と水放水の切替が可能な配管構造とすること。

6 キャブ装置は全てポンプ室内に収納し、速消ボックスや後部シャッターボックス等各ボックス内のスペースを確保し、ホースや資機材を有効に積載できる構造とすること。

7 中継口から受水した場合でも使用可能な構造とすること。

8 水槽はFRPまたはアルミ製で容量600Lとし、左右に積水口（65mmオスキャップ付）、水量計を設け、上部にオーバーフロー用パイプを設けること。

また、タンク給水口は、ディスプレイ内で操作可能とし、非常時には車外コックにて操作が可能な構造とすること。

第 15 キャビンの構造

- 1 運転席・隊員席は、シャシ固有の鋼板製キャビンオーバーダブルキャビン型とし、電動油圧チルト装置を設け、必要により補強し、落下防止の支え棒を設けること。
- 2 乗降用の手摺をキャビンの側面左右に設ける。
- 3 キャビン内後部座席前方に手摺を設ける。
- 4 地図等を収納するボックス（A3サイズ）をキャビン内中央手摺付近に設けること。
- 5 電子サイレンアンプ、無線機、スイッチ類等及び車両動態管理装置は、キャビン内フロント付近に取り付けること。
- 6 赤色警光灯を全高制限に考慮しキャビン上部に取り付けること。
- 7 赤色点滅灯をキャビン前面及び車両後部に各2個取り付け、スイッチは赤色警光灯と連動させること。
- 8 消防章（台座付）を車両前面中央に取り付ける。
- 9 キャビン内後席後方は、空気呼吸器が取り付けできるよう張り出し、クイックホルダを3式取り付けとする。また、面体フックも3個取り付けとする。後部背もたれは呼吸器が取り出しやすいようカット式とする。
- 10 キャビン内助手席付近のコンソールボックス側面には、空気呼吸器が取り付けできるようクイックホルダを1式取り付けとする。
- 11 後部座席下部は収納が可能な構造とし、両側面の扉を設けること。
- 12 キャビン内天井にLED（前方垂れ幕付）を設け、ドア連動及び単独切替スイッチを設けること。
- 13 キャビン内上部にトランジスタメガホン（拡声器）を固定する装置を取り付けること。
- 14 車両左側に助手席用補助ミラーを取り付けること。
- 15 車両右側運転席外部付近にずぼら充電器（マグネット式）の差込口を設けること。

第 16 車両の構造

- 1 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保すると共に、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。
- 2 車両側板は一般構造用圧延鋼材（SS）を使用し、周囲を外側に折り曲げ加工し、各ステップはアルミ縞板にて単部周辺を折り曲げ加工した構造とする。
なお、側板を上部に立ち上げ、最上部の両側に赤色点滅灯及び白色の側面作業灯を各2個取り付けること。

また、赤色点滅灯は赤色警光灯と連動式とし、側面作業灯の作動はキャビン内にメインスイッチを設け、車体後部にタンブラー式スイッチを保護棒付で設けること。

- 3 車体形状は箱型とし、左右側面各2枚、後面1枚の手動バー式アルミシャッターを設けること。
- 4 側面シャッターボックス内ポンプ室上部前方には水槽を設け、後方には左右いずれからでも出し入れできる収納スペースを2段設け、必要に応じて上段には可動式の棚を1段設けること。なお、収納スペース全体の寸法は、約W：600mm×H：1,000mm×D：1,240mm程度以上とし、資機材積載の容易性を考慮し、資機材収納スペース下段の底面は地上より約1,400mm程度以下とすること。資機材収納スペース下段の底面にはポンプ室点検用の扉を設け、その上に樹脂製スノコを敷くこと。
- 5 車体前方下部左右に各1枚のステップ兼用扉付収納ボックスを設け、車体両側後輪部の側板を展開式ステップとして使用できる構造とし、資機材等の積み下ろし作業が容易に行えるものとする。
- 6 車体前方左右のアルミシャッター内に吐出口、吸水口、中継口及びポンプ操作装置が入る構造とし、後方左右シャッター内には吸管その他本市が指示するものが収納できるようにすること。
- 7 後部シャッター内に加納式ホースカー（東京サイレン社製、TS-R120）を取り付け、その奥に資機材収納スペースを設けること。また、ホースカーは二又分岐、異型媒介金具、指定管鎗を取り付けられるよう改造すること。

ホースカーは動力昇降装置または電動ウインチ巻上げ装置により安全確実に載せ降ろしができること。

資機材収納スペースには仕切り等を設け、本市担当者が指示する装備品を固定取付け又はアルミボックスを収納できる構造とすること。

- 8 後部ボデー天井
 - (1) アルミ製3連はしごを積載すること。ただし、全高制限に十分配慮すること。
 - (2) とび口、金ハンマー及び金てこ並びに剣先スコップをポンプ室上部に積載すること。
 - (3) 後部ボデー天井への昇降用に十分な強度を有す折りたたみ式ステップを後部ボデー後面付近に3個設置すること。
 - (4) 車体天井及びステップ等はアルミ縞板を使用すること。
 - (5) 車体上部にアルミ縞板製蓋付収納ボックスをできるだけ大きく設けること。
 - (6) 後部ボデー天井の外枠外周部へ、資機材落下のため、可能な限りの範囲に2段手摺りを設けること。
- 9 燃料タンクは、シャシ固有の位置に取り付け、露出部分をアルミ縞板で保護すること。

- 10 バッテリー部は工具等を使用せず容易に引出しできる構造とする。また、バッテリー部及び燃料タンク部は、キャビン乗降時の蹴り込み防止のため、化粧板（エプロン）を取り付けること。
- 11 標識灯は赤色警光灯組み込み型とする。
- 12 左右後輪前方にLED式路肩灯を設けること。作動はスモールランプ連動とする。
- 13 キャビン後方に14,000Lm以上照度を有する照明灯（伸縮回転式LED）を取り付け、近くにタンブラー式スイッチを保護棒付で車両後部に取り付けること。
牽引フックを車両前部に設けること。
- 14 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記すること。
- 15 上記記載の仕様によるもののほか、別表1に定める取付品及び取付装置並びに装備品を備え、50mmホースを10本積載可能（ホースカー積載分を含む）た構造とすること。

第17 AVM・無線機及び災害現場画像伝送装置移設

- 1 車外無線送受話器ボックスをキャビン左右側面後部に各1個設け、送受話器及び音量調整スイッチを設けること。また、電話装置まで配線するとともにキャビン内に電話装置用スピーカー（車内外）切り替えスイッチを設けること。
- 2 無線アンテナは、キャビン上部または周囲に固定し、同軸ケーブルをキャビン内まで配線すること。
- 3 車外無線受話器ボックス付近に、作業時においても十分聞き取れる外部スピーカー（車体内埋め込み式）を左右（各1式ずつ）に取り付けること。
- 4 更新対象車両のAVM（車両動態管理装置（富士通ゼネラル製））及び消防無線機を取り外して、当該車両に移設すること。
なお、電源はメインスイッチで起動すること。
- 5 更新対象車両から災害現場画像伝送装置一式（画像伝送装置（PW2100）及び車載カメラ（Canon VC-C50i））を取り外して、当該車両に移設すること。
- 6 移設の日程に関しては、本市担当者と協議の上決定することとする。

第18 塗装及び記入文字

1 塗装

- (1) 車両（左右側面各2枚、後面1枚のアルミシャッター含む）は朱色とし、塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含まない等の環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。
- (2) 機材収納部内面は、アンダーコーティングの上、シルバー塗装を施すこと。

(3) 車体下回りは、黒色塗装とする。

2 記入文字

記入文字は丸ゴシック体とし、次のとおりとする。

(1) キャビン左右ドア部

「東広島市消防局」 2箇所記入すること。

書き方 左書き

文字色 白文字

大きさ 縦100mm×横100mm

(2) キャビン左右フロントドア下部

車両記号「東広消22」 2箇所記入すること。

書き方 左書き

文字色 白文字

大きさ 縦70mm×横60mm

(3) 標識灯

「東広消22」 1箇所記入のこと。

書き方 左書き

文字色 黒文字

大きさ 現物合せ

(4) 車体上部

対空文字「東広P22」と記入する。

書き方 左書き

文字色 白文字

大きさ 縦600mm×横1200mmの範囲に4文字

(5) ステッカー

車両側面フロントドア外側中央付近に別表2に定めるエンブレムのステッカーを貼付すること。

上記記入文字の記入位置等はキャビン側面左右とする。

第19 取付品、付属品、積載品及び取付位置

取付品、付属品、積載品及び取付位置等については、別表1のとおりとし、取り付けは堅牢で機能確実かつ操作しやすいものとする。

また、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全に固定させ、かつ、容易に積み下ろしが出来るように積載し、細部については発注者の係員の指示を受けること。

なお、別表1に記載のない装備品等は、特殊艤装とする。

第20 検査

- 1 受注者は、製作工程表に基づき、文書及び写真等で本市担当者に報告を行い、次の確認・検査を受けることとする。ただし、本市担当者において現地検査が必要と判断した場合は、現地において検査を受けることとする。

なお、公的機関の認定品又は試験成績書があるものについては、これを省略する場合がある。

- (1) 中間検査

- ア 艤装工程表に基づく進行状況
- イ 仕様書承認図及び協議決定事項に基づく事項
- ウ 組立て・板金・溶接等の仕上げ状況
- エ その他東広島市が必要と認める事項

なお、中間確認における指摘事項及び未施工部分については、随時、本市担当者に文書及び写真等で報告すること。

- (2) 完成検査

- ア 完成車重量測定検査（検査書の提出で可とする。）
- イ 完成車転覆角度検査（検査書の提出で可とする。）
- ウ 完成車走行検査（悪路または100km走行）
- エ 車体の構造及び艤装状況の検査
- オ 積載品・装備品の装着・架装状況及び品数の確認

- 2 検査の日程等については、協議のうえ決定するものとする。

- 3 「消防車両の安全基準について」において示されている「第3者機関による認証」は、日本消防検定協会による安全基準への適合の検証を行うこと。

第21 登録及び廃車手続き

- 1 車両登録は、発注者が行う完成検査前までに、受注者が行うものとし、登録に関する一切の経費は受注者が負担する。ただし、車両登録に関する登録手数料（印紙代）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、受注者が立て替え払いし、完成検査終了後に別途発注者がこれを受注者に支払うものとする。

- 2 次の不用車両1台を廃棄処分すること。

- (1) 不用車両の廃棄手続は、受注者が行うものとし、廃車に関する一切の経費は受注者が負担する。
- (2) 永久抹消登録完了後は、速やかに当該抹消登録証明証の原本を東広島市消防局警防課へ提出すること。
- (3) 不用車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡し後において発注者に一切迷惑をおよぼすことのないように処理すること。名称等の消去後は、当該箇所を写真撮影のうえ、東広島市消防局警防課へ提出すること。
- (4) 不用車両の引き渡しは、原則として新車両納入日とする。

ただし、本市の事情により、引き渡しが不能となった場合は、この限りでない。

(5) 旧車両の自動車検査証の有効期限は、次のとおり。別添「自動車検査証（写し）」

車名	登録番号	初年度登録	有効期限	車台番号	型式
三菱	福山 800 さ 1236	平成 12 年 1 月	平成 30 年 1 月 27 日	F E 5 3 E B 5 5 1 6 5 9	K K - F E 5 3 E B 改

第 22 その他

- 1 納入時まで同等以上の性能を有する新開発・販売された資機材等を備える場合は、本市担当者と協議し、承認を得ること。
- 2 受注者は、納入前に広島県公安委員会へ緊急車両届出確認証を提出し承認を受けること。
- 3 「消防車両の安全基準について」に基づき、受注者は納入時に納車講習、納入後には安全操作技能講習及び点検整備講習を実施することとする。納入後別途協議の上日程を決定するものとする。
- 4 納入場所までの運搬費は、受注者が負担するものとする。

第 23 問い合わせ

東広島市消防局警防課

電話 082-422-5648

FAX 082-422-7248

E-mail hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp

別表 1

取付品及び装備品

メーカー・製品名等指定のない資機材は同等品可とする。

No.	品名	規格等	数量	取付位置
1	ポンプ圧力計	100mm丸型 透過光式 電子式	2個	ポンプ側面左右各1個
2	ポンプ連成計	100mm丸型 透過光式 電子式	2個	ポンプ側面左右各1個
3	エンジン回転計		1個	ポンプ側面左右各1個
4	エンジン油温計		1個	
5	赤色警光灯（車両上部）	FV6SH24（標識灯・スピーカー一体型）	1個	キャビン上部
6	赤色点滅灯（前面用）	M4FCR24	2個	キャビン前部
7	赤色点滅灯（後面・側面用）	M7FCR24（後面2個、側面各1個）	4個	後部・ポンプ側面
8	電子サイレン	大阪サイレン製TSK5102V（同等品可）	1式	キャビン内上部若しくはセンターコンソールボックス
9	照明灯	KLED150タイプ 14,000lm以上 保護棒タンブラースイッチ式（同等品可）	1式	キャビン後方
10	後退警報器	Rギア連動（切替スイッチ付）	1式	
11	標識灯	赤色警光灯（車両上部）組込型	1式	キャビン上部
12	クラスA泡消火薬剤	ミラクルフォームα+ 訓練用	各3缶	
13	真空計	連成計（リタード式）兼用	2式	ポンプ側面左右各1個
14	ポンプ回転計	左右各1	2式	ポンプ側面左右各1個
15	流量計	左右各1	2式	ポンプ側面左右各1個
16	流量積算計	左右各1	2式	ポンプ側面左右各1個

17	キャビンチルト装置	電動式	1式	
18	オイルパンヒーター	キャビンタイヤコード 10m付	1式	右側面
19	ずぼら充電器	マグネット差込口	1式	車両後部運転席側
20	スタッドレスタイヤ	ホイール付	6本	
21	作業灯（周囲灯）	PELCC24	3式	ポンプ室側面左右各1個・ポンプ室後部
22	車外無線送話装置		2式	キャビン左右側面後部
23	吸管	ライフレックス 75mm×10m AC（同等品可）	2本	後部左右
24	吸口ストレーナ	75mm用	2個	吸管
25	吸管ストレーナ	75mm用プラスチック製	2個	吸管
26	吸管ちりよけ籠	75mm用プラスチック製 アタッチメント付	2個	吸管
27	吸管まくら木	75mm用プラスチック製	2個	
28	吸管ロープ	10mm×15m（クレモナ製） （同等品可）	2本	
29	消火栓金具	YONE 75mmメスネジ×65mm 差込メス	2個	
30	丸型消火栓開閉金具	日之出パール 53型（同等品可）	1式	車両後部運転席側
31	吸管スパナ		2本	ポンプ室後部側面左右
32	管鎗	クアドラフォグノズル50mm	2本	ポンプ室後部側面左
33	ノズル	20mm	4個	
34	放口媒介金具	65・50mm×65mmメスネジ（AN-65MC）	4個	
35	とび口	1.8m	2本	ポンプ室左上部側面

36	金てこ		1本	ポンプ室上部
37	剣先スコップ		1丁	ポンプ室上部
38	加納式ホースカー	東京サイレン社製、TS-R120 (メッシュ加工) (同等品可)	1式	後部シャッター内
39	三連はしご	KHRF87 (アルミ製) (同等品可)	1脚	車体上部
40	車輪止	ゴム製	2個	ポンプ室後部右側面
41	消火器	粉末ABC自動車用消火器(20型) リサイクルシール(20年)含む	1本	ポンプ室後部右側面
42	ポンプ工具	標準品	1式	
43	二又分岐管	マルチコネクタ	2個	
44	ホースブリッジ	CB450	1組	
45	牽引フック		1式	車体前部(下部)
46	掛矢		1式	ポンプ室上部
47	スタンドパイプ(単口引 上げ式)	YONE ロングサイズ	1本	ポンプ室後部
48	真空・揚水表示ディスプレー		2式	ポンプ室側面左右
49	ポンプ使用時間計		2式	ポンプ室側面左右
50	キャビン内地図用ボックス		1式	キャビン内
51	キャビン内蛍光灯	LED式	1式	キャビン内上部
52	スポットライト(自在式 サージカル)		2式	助手席左側及び後部座席左側
53	隊員席握り棒		1式	キャビン内
54	空気呼吸器取付装置(ク		4式	後部座席後部3式、助手席1式

	イックホルダー)			
55	隊員席下部収納ボックス (側面扉付)		2式	後部座席座面下
56	乗降用手摺棒		4式	キャビン側面左右各2式
57	手摺棒		1式	ポンプ室後部左右
58	2段手摺り		1式	後部ボデー天井
59	金ハンマー		1式	ポンプ室上部
60	無線機用スピーカー(車 内、車外)		3式	キャビン内コンソールボックス及びキ ャビン後部側面左右
61	消防章(台座付)	150mm	1式	キャビン前方中央
62	10連スイッチ	大阪サイレン製(同等品可)	1式	キャビン前方中央
63	ポンプ操作部灯	LED式 MYS P-L18-W(同 等品可)	2式	ポンプ室側面左右
64	中継ロストレーナー		2個	
65	吸口エルボ	YONE スーパースイングエルボ	2式	
66	AVM・無線機・災害現 場画像伝送装置	本市が支給	1式	キャビン内
67	L型フック		3式	
68	中継用媒介金具	YONE 65mmメスネジ×65 mm差込メス	2個	
69	ワイヤー	牽引用 12mm×5m	1本	
70	異形媒介金具	65mmメス×50mmオス 50mmメス×65mmオス	各2個	
71	タイヤチェーン	シングル	1式	
72	空気ボンベ	エア・ウォーター防災(株)社製 高圧空気容器、ブルネッカー730	2本	

		C III		
73	ホース	1.6MPa 50mm×20m 帝 国繊維 (同等品可)	10本	
74	投光器	ノマド360	1式	
75	トランジスタメガホン (拡声器)	ノボル社製 レイニーメガホンタフ TS-524 (同等品可)	1個	キャビン内上部

別表 2

1 ステッカーサイズ

種 別	サイズ
ステッカー	タテ 20.0 c m ヨコ 18.0 c m

- ステッカー内の東広島市の市章は、本市の告示第 35 号（昭和 49 年 7 月 17 日）に基づき、作成すること。
- デザインは、次のとおりとする。

【見本】

